

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年3月8日
【発行者の名称】	株式会社エージェンテック (AGENTEC Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金 涼採
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田司町二丁目2番地 新倉ビル6階
【電話番号】	(03)6206-4361 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 徳本 潤弥
【担当 J-Adviser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当 J-Adviser の財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2024年4月11日に TOKYO PRO Market へ上場する予定であります。 上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付 け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有 価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情 報に相当する情報を公表いたします。 また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号 株式会社エージェンテック
【公表されるホームページのアドレス】	https://www.agentec.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/
【投資者に対する注意事項】	

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第18期	第19期	第20期	第21期 (中間)
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2023年9月
売上高 (千円)	637,473	618,648	680,705	351,219
経常利益 (千円)	123,223	131,137	172,962	99,377
当期(中間)純利益 (千円)	87,012	86,674	113,439	65,169
純資産額 (千円)	363,319	432,837	540,062	592,386
総資産額 (千円)	554,007	615,401	684,813	758,806
1株当たり純資産額 (円)	134.56	160.31	200.02	219.40
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	32.00 (-)	32.00 (-)	42.00 (-)	- (-)
1株当たり当期(中間)純利益 (円)	32.22	32.10	42.01	24.14
潜在株式調整後1株当たり 当期(中間)純利益 (円)	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	65.58	70.33	78.86	78.07
自己資本利益率 (%)	23.94	20.02	21.00	11.51
株価収益率 (倍)	-	-	-	-
配当性向 (%)	9.92	9.96	9.99	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	146,940	128,097	57,348
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	△8,947	△5,728	196
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	△47,976	△60,136	△11,340
現金及び現金同等物の 期末(中間期末)残高 (千円)	-	326,968	389,555	435,986
従業員数 (人)	43	43	43	43

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員数であります。なお、平均臨時雇用人員については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
5. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第20期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の財務諸表について監査法人コスモスの監査を受けておりますが、第18期

及び第19期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。また、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第21期中間期の中間財務諸表について監査法人コスモスの中間監査を受けております。

6. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準29号2020年3月31日）等を第19期から適用しており、第18期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等になっております。
7. 2023年7月12日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いました。第19期の期首に当該株式の分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(中間)純利益を算定しております。
8. 第18期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

2 【沿革】

当社は、2004年1月に東京都品川区でシステム開発事業を目的とし設立いたしました。2004年の創業当時、エンターテインメント向けにデジタル化された音声や動画等のコンテンツを、ビジネス向けに使用した製品を発売し、より便利で分かりやすいコンテンツを提供してきました。

コンテンツの提供ノウハウを活かし、2011年にコンテンツ管理プラットフォームとして発売した「ABook」は、その後他社が参入してきたことで「MCM（モバイルコンテンツマネジメント）市場」として業界で認知されることとなり、そのMCM市場で、当社の「ABook」は8年連続シェアNo.1（出典：デロイトトーマツ ミック総合研究所 コラボレーション・モバイル管理ソフトの市場展望 2022年度版）を保持しています。

当社の設立以後に係る沿革は以下のとおりです。

年月	事項
2004年1月	東京都品川区東五反田に有限会社エージェンテックを設立
2004年6月	有限会社から株式会社へ改組 東京都渋谷区広尾へ本店移転
2005年8月	東京都渋谷区渋谷へ本店移転
2008年3月	映像配信プラットフォーム「SINABURO Doga」提供開始
2011年2月	コンテンツ管理プラットフォーム「ABook」提供開始
2011年5月	東京都千代田区神田須田町へ本店移転
2011年9月	製品販売を目的として大韓民国にAGENTEC PLUS CO.,LTD（完全子会社）を設立
2014年5月	モバイルコンテンツ管理ソリューション「ABookBiz」提供開始
2014年7月	東京都千代田区九段南へ本店移転
2014年10月	双方向性デジタルサイネージ「ABook SmartLink」提供開始
2014年12月	有料職業紹介事業許可（13-ユ-306833）を取得
2016年4月	360度パノラマVRソリューション「Smart360」提供開始
2016年9月	プライバシーマーク（登録番号 第17002820（01）号）の取得
2016年12月	AGENTEC PLUS CO.,LTDを清算 製品販売を担う韓国支店を設立
2017年10月	大阪府大阪市西区立売堀に大阪営業所を開設
2018年3月	モバイル報告ツール「ABookCheck」提供開始
2019年1月	労働者派遣事業許可（派13-312223）を取得
2020年6月	東京都千代田区神田司町へ本店移転
2020年9月	次世代帳票ソリューション「eXFrame(エクスフレーム)」提供開始
2021年3月	愛知県名古屋市中村区名駅南に名古屋営業所を開設
2021年8月	トラブルサポートツール「LiveTaskYell(ライブタスケル)」提供開始 電気通信事業を届出（届出番号A-03-18969）
2022年5月	ソフトウェア開発を目的としてベトナム社会主義共和国にAGENTEC VIET NAM Co., Ltd.（非連結子会社）を設立
2022年6月	アルコールチェックアプリ「eXFrame AC1」提供開始
2022年10月	任意団体であるノーコード推進協会（NCPA）へ入会

3 【事業の内容】

(1) ミッション

当社は、「未来を切り開く IT 価値を創造し、広く世界へ提供する」ことを企業理念とし、法人向けに MCM (Mobile Contents Management) ^{(注)1} を中心とした自社ソフトウェア製品の開発・販売サービスと受託開発サービスを提供しております。なお、当社は、ソフトウェア事業の単一セグメントであるため、セグメントを構成するサービス別に記載をしております。

(2) サービスの概要

現在当社のサービスは、①自社ソフトウェア製品のオンプレミス販売、カスタマイズ開発の『自社ソフトウェア販売・開発サービス』、②SaaS を中心とした安定したサービス提供、保守売上の『ストックサービス』③自社製品以外の開発を行う『受託開発サービス』の3つにサービスに分類しています。

サービス名称	主要サービス	売上比率 (%)
自社ソフトウェア製品 開発・販売サービス	デジタルコンテンツ管理配信ソフトウェア「ABook」シリーズ等、 自社オリジナル業務用ソフトウェア開発・販売	21.6
ストックサービス	自社ソフトウェア製品の定額利用サービス OEM 提供サービス 保守サービス	74.8
受託開発サービス	ソフトウェア、システム開発	3.6

① 自社ソフトウェア製品開発・販売サービス

『自社ソフトウェア販売・開発サービス』では、2004 年創業以来、当時エンターテイメント向けにデジタル化された音声や動画等のリッチコンテンツをビジネス向けに使用する独自ソフトウェア製品の開発・販売をしております。

当社の中核製品であるコンテンツ管理プラットフォームの「ABookBiz」は、iPad 等のタブレットの持つ機能を最大限に生かし、音声や写真、動画、PC 制作物 (Word、Excel、PowerPoint) の PDF、WEB リンク等、相手に伝えたいデジタルコンテンツをユーザーのイメージ通りに、自由に簡単に安全に情報端末の画面上で表現できるソフトウェアです。

鉄道・航空会社等の運輸、旅行、建設、外食、製造業等、様々な業界で導入されており、用途としては、カタログ、社内マニュアルのデジタル化や接客・営業ツールとしての利用、社内会議ツールとしての利用、営業社員の日報・連絡ツールとしての利用等、様々なシーンで使われています。

また、機能を拡張することや、特徴に特化させる等により「ABookBiz」を応用進化させた複数のソフトウェアを開発し、「ABook」シリーズの製品ラインナップを拡充しております。具体的には、今までは設置されたモニター画面を見るだけだったデジタルサイネージに、画面をタッチしてお客様が欲しい情報を選択して閲覧できる機能や、その場でサイネージからスマートフォン等の他の端末で QR コードを読み取ることでコンテンツを簡単に持ち帰りできる機能を追加することで双方化し、関心度が高いお客様に向けたクーポン配信によるマーケティング機能を備えた「ABookSmartLink」は、ショッピングモールや店舗、病院・介護施設からマンション、銀行まで様々なロケーションに導入されています。

更に、より表現効果の高い 360 度 VR コンテンツを配信できる「Smart360」等、時代に先駆けた自社製品を世に送り出しています。

自社開発している強みを生かし、多くの競合他社が単にパッケージでの販売 (SaaS, オンプレミス) を中心にしているのに比べ、当社は顧客のニーズに合わせて様々な販売形態 (SaaS, HaaS, IaaS, オンプレミス等) により、製品を販売提供しております。

なお、顧客独自の機能追加や、顧客が利用している既存のシステムとの繋ぎこみを求める顧客に対しては、顧客・代理店の要望に合わせたカスタマイズ開発にも対応しています。その他にも当社「ABook」製品を、自社ブランドとして販売を希望される代理店には、OEM 提供を行うことで既存販売ルートだけでは開拓が難しい顧客の他、機能を一定業界向けに絞った特化型の「ABook」OEM 製品を投入することで、より幅広い販路の拡大に寄与しています。

こうしたカスタマイズ開発は、一時的な開発費としての売上だけではなく、開発部分に対する保守契約を締結することで、ストックサービスとして継続的な売上の積み上げにも貢献し、同時に新機能の開発を行うことで自社開発部門のスキル向上にも繋がっています。

(当社製品一覧)



製品名	特徴
ABookBiz (ABook360)	デジタルコンテンツ（資料や写真などの情報）に、いつでも安全にアクセスでき、スマートデバイスを利用して、電子カタログ、プレゼンテーション、パンフレット等、様々なビジネスシーンで業務効率を向上させるコンテンツ管理ソリューションです。航空会社、鉄道会社といった運輸系で簡単に更新可能なマニュアルとして、自動車ディーラーや製薬会社の営業ツールとして、大手コーヒーチェーン、小売店の社員教育等、様々な企業に導入頂いています。また、ABookBizの追加オプションとして、360度パノラマ情報表示機能を加え、ABook360として販売しております。
ABookSmartLink	見て、触れるコンテンツを配信し、共有アプリを通じてお客様の興味を持続させ、来店や購入等へとつなげることができるネットワーク配信型のデジタルサイネージソリューションです。設置されたタッチパネルモニターをお客様がタッチすることで、お客様が求める情報を閲覧したり、お客様のスマートフォンで情報を持ち帰ったりすることもできます。顧客の要望によりデジタルサイネージ用のモニターなどの機器も一緒に販売しています。病院や介護施設、銀行、駅、ショッピングモール、マンション等と様々な場所で導入頂いています。
Smart360	360度パノラマ空間上に動画や音声など様々な情報を埋め込み、WEBやSNSなどを通じて、簡単に配信できるクラウドサービスです。表現力豊かなVRコンテンツはWEBページとは違ったアプローチが行え、閲覧履歴データを集計して、マーケティングツールとしても利用できます。360度VR動画・画像は、市販のパノラマカメラで簡単に撮影して使用することができます。 新築マンションの販売ツールとして大手不動産会社に導入されている他、バーチャル工場見学や美術館・博物館、鉄道会社の研修用のツール等でも導入頂いています。
ABookCheck	プログラミングをせずに業務アプリを開発するという「ノーコード思考」で開発された現場DX対応ソリューションです。スマートフォン・タブレットの専用入力フォームのデータから、シンプルフォーム、エクセル等の書式の帳票、報告書への出力可能できるため、PC操作が難しい作業現場においても簡単な入力作業で資料の自動作成ができます。帳票へ直接データ入力も可能で、作業リストや、図面、パノラマVR画像等の現場指示用データを表示し、該当箇所で作業内容する際に、データをクリックすることで、必要な帳票の入力フォームを呼び出すことができるため、複数の作業で違った帳票を作成することも簡単に行えます。 元請け会社だけでなく、下請会社と一緒に導入することで、今まで電話やメールでやりとりしていた情報の即時・一元管理ができ、作業効率の改善に効果を上げています。エレベータやマンション施工の守点検やメーカーの営業報告等に導入頂いています。
eXFrame	ABookCheck導入を検討頂く中で、一部顧客からの要望により、スマートフォン専用データ入力フォームから、エクセル書式の帳票、報告書への自動作成する機能に特化した製品として発売致しました。 ABookCheck同様、エレベータやマンション施工の保守点検や営業報告等に導入頂いています。

LiveTaskyell	<p>通話アプリ不要で、他テレビ会議システムとは異なり、事前に繋がってなくても、直ぐにライブ映像通話を実現するソリューションです。個人のお客様の場合、通話用アプリを個人のタブレットやスマートフォンに入れることに抵抗感を持たれることも多く、そうした不安なく、コールセンター担当者がお客様とスマートフォンのTV電話で通話をしながら、問い合わせや不具合対応等を行なえ、実務担当者を交えた3者通話も簡単にできる製品です。電話だけでは伝わりにくかった商品の不具合を、スマートフォンのカメラを利用することで理解を高めたり、お客様の同意を頂いて、お客様のスマートフォンを遠隔操作して直接撮影する等、問題を処理することもできます。</p> <p>家電量販店や公共施設、マンション管理等のお客様対応ツールとして導入頂いています。</p>
--------------	---

②ストックサービス

『ストックサービス』は、主に3つで構成されております。

1. SaaS^(注2)として製品の利用開始時の契約ID毎にライセンス付与することで利用環境を提供するサブスクリプションモデルのソフトウェアサービスです。ユーザーは、製品を購入するのと異なり、一時的にかかる導入時のインシヤルコストが低減でき、自社サーバーを用意する等の設備投資負担なく利用する事が可能となります。
 2. 当社製品を他社の仕様に一部カスタマイズしてOEM提供を行い、他社がOEM製品を用いて他社のブランドのSaaSとして、ユーザーに提供したサービス利用料のうち、レベニューシェアとして当社分をお支払い頂くOEM提供サービスです。ユーザーは、自社ブランド製品開発の多大なコストを掛けず利用する事が可能です。
 3. カスタマイズ開発を含む当社が受託開発したソフトウェアの保守サービスです。毎月月額利用料やレベニューシェア、保守料を継続的に頂くサービス群となります。当社に委託することで、基本ソフトのバージョンアップの対応や、保守にかかる自社社員の負担なく製品を利用できるためコストが低減するといったメリットがあります。
- ストックサービスは、当社売上全体の約3/4を占めており、多くのユーザー、販売代理店、OEM提供先に、ストックサービスをご利用頂いており、新規獲得分が毎年上積みされるため、安定的な経営には重要な事業となります。

③受託開発サービス

『受託開発サービス』は、当社製品に関係なく、顧客からの要望による受託開発です。実績あるマルチデバイス向けコンテンツ共有プラットフォーム「ABook」に裏打ちされた、独自フレームワークによる開発が強みです。アプリケーションソフトなどを開発する際に必要とされる汎用的な機能をひとまとめにした、ベースとなるソフトウェアを利用することで、既存システムと連携した新たなシステム開発、すでに利用されているアプリケーションの機能拡張など、マルチデバイスを活用したシステムやアプリケーション開発を「高品質」「短納期」「低コスト」で実現します。

『受託開発サービス』も、一時的な開発を請負うだけでなく、保守契約を締結することで、ストックサービスとして継続的な売上の積み上げに貢献し、またカスタマイズ開発以上に新しい機能や技術の習得に繋がっています。

(注) 1. スマートフォンやタブレット端末等のモバイルコンテンツ内のコンテンツを管理・閲覧・編集する機能を持つソフトウェアのことです。

(注) 2. SaaS: Software as a Service の略称。IDを発行されたユーザー側のコンピュータにソフトウェアをインストールするのではなく、ネットワーク経由でソフトウェアを利用する形態のサービス。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



4 【関係会社の状況】

当社は、非連結子会社1社を有しておりますが、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも重要な影響を及ぼしていないため、記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2024年2月29日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
38	43.6	3.9	5,139

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。なお、平均臨時雇用人員については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、ソフトウェア事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第20期事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当事業年度におけるわが国経済は、ようやく新型コロナウイルスの影響から脱却できる兆しが見えてきたものの、ロシア・ウクライナ紛争の影響による石油・天然ガスといった世界的なエネルギーの高騰から端を発した物価上昇、米国の利上げに伴う円安の定着化など、混沌とした状況が続いています。一方でコロナ後の景気拡大を見据えた採用の拡大や、賃上げによる購買の拡大などへの期待も高まっています。

ソフトウェア業界におきましては、人材不足や業務の効率化のためのDX化への投資増加への期待もあり、開発人材の獲得競争はさらに激化が予想されており、暫くはこの傾向は続くと思われま

す。このような状況のもと、当社は、過去最高のストック売上の積み上げができ、開発・営業人員の強化に遅れが生じているものの、業務の効率化を図る顧客に対する営業を強化し、また新製品の拡販により事業を進めてまいりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は680,705千円(前年比10.0%増)、営業利益は167,503千円(前年比34.4%増)、経常利益は172,962千円(前年比31.9%増)、当期純利益は113,439千円(前年比30.9%増)となりました。

なお、当社は、ソフトウェア事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第21期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

当中間会計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5月8日に2類から5類に引き下げられたこともあり、海外からの来日観光客も徐々に戻って来るなど、一部では落ち着きを取り戻しつつあるものの、ロシア・ウクライナ情勢に起因した食料品や燃料の高騰、円安の長期化、急激な物価上昇などの先行き不透明な状況が続いております。

こうした状況の下、当社が属するソフトウェア業界は、一時の半導体・部品不足や中小企業の支出回復の遅れによる投資減から回復し、人材不足やDX関連の需要拡大を受けて堅調な伸長を見せています。

このような経営環境の中、当社売上の70%以上を占めるサブスクリプション型課金売上(以下、ストック売上)は、263,026千円と伸長致しました。ABook販売・開発売上については、OEM向けカスタマイズ開発売上が落ち込み、48,829千円となりましたが、受託開発売上については、新たな大型受託開発案件の受注により、39,362千円とABook販売・開発売上の落ち込みを補いました。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は351,219千円、営業利益は97,461千円、経常利益は99,377千円、中間純利益は65,169千円となりました。

当中間会計期間は、大型の受託開発案件があったため、利益率の高いストック売上事業の全売上に占める構成比は74.8%となりました。主力製品であるABookBizのストック売上に占める構成比は依然67.5%と高いものの、ABookBiz以外の製品の売上がABookBiz以上に伸長したことで、その構成比率は徐々に下がってきています。今後も安定した経営基盤確立のため、顧客に合わせた利用シーンの訴求や新規代理店の開拓により、一層ストック売上の拡販に注力してまいります。

なお、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。また、当社はソフトウェア事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第20期事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は389,555千円(前事業年度比62,587千円増加)となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の営業活動の結果獲得した資金は、128,097 千円（前事業年度は 146,940 千円の獲得）となりました。主な増加要因は、税引前当期純利益 172,962 千円によるものです。主な減少要因は、仕入債務の減少額 6,832 千円、法人税等の支払額 45,304 千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の投資活動の結果支出した資金は、5,728 千円（前事業年度は 8,947 千円の支出）となりました。主な減少要因は、関係会社株式の取得による支出 3,661 千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の財務活動の結果支出した資金は、60,136 千円（前事業年度は 47,976 千円の支出）となりました。主な減少要因は、長期借入金の返済による支出 51,496 千円によるものです。

第 21 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比較して 46,431 千円増加し、435,986 千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。なお、当中間計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得したキャッシュ・フローは、57,348 千円となっています。これは主に税引前中間純利益 99,377 千円を計上したものの、18 百万円の売上債権の増加額や 40 百万円の法人税等の支払いによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により獲得したキャッシュ・フローは、196 千円となっています。これは敷金及び保証金の返還による収入によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支出したキャッシュ・フローは、11,340 千円となっています。これは配当金の支払いによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

第 20 期事業年度の販売実績は次のとおりです。

事業の名称	金額 (千円)	前年同期比 (%)
自社ソフトウェア製品 販売・開発サービス	147,206	98.9
受託開発サービス	24,394	64.4
ストックサービス	509,105	117.8
合計	680,705	110.0

(注) 最近 2 事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	前事業年度		当事業年度	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
ソフトバンク株式会社	288,792	46.7	288,517	42.4

第 21 期中間会計期間の販売実績は次のとおりです。

事業の名称	金額 (千円)
自社ソフトウェア製品 販売・開発サービス	48,829
受託開発サービス	39,362
ストックサービス	263,026
合計	351,219

(注) 1. 当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期実績との比較分析は行っておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	金額 (千円)	割合 (%)
ソフトバンク株式会社	88,144	25.1

3 【対処すべき課題】

当社は、今後の継続的な企業成長のために、以下の課題に取り組む必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 人材の確保・活用

開発部門の人員の獲得は引き続き厳しい状況が続いているものの、定期的な新卒社員の採用や外部人材の活用によって対処しています。採用活動の見直しや新たに設立した AGENTEC VIET NAM Co.,Ltd. の活用により、安定かつ継続的な開発体制の構築を図ります。

(2) 新たな開発手法の確立と品質改善

現在の開発手法の見直しを図り、新たな開発手法を確立し、それを開発部門で共有化することで業務の効率化を図り、品質の改善に繋がります。確立した開発手法をナレッジ化することで、バグの原因の早期究明・把握を可能にし、バグの発生を未然に防ぐことで効率的な開発体制を構築致します。

(3) 営業・マーケティング力の強化

導入事例の横展開を図るための営業スタッフの増員及び教育による営業強化と並行し、他社との連携による営業力の強化も進めて参ります。

(4) コンプライアンスの強化

当社の属する情報・通信業界は、電気通信事業法、下請法等の法的規制を受けております。また、企業の社会的責任も増大しており、企業は自身の責任と判断でそのリスクを管理し、収益を上げていくことが必要であります。法的規制や企業の社会的責任を正確に把握し、業務を適正に遂行出来る内部統制システムの構築を進めるとともに、当該システムを適切に運用し企業倫理・コンプライアンスの徹底に向けた仕組みの構築に取り組んでまいります。

(5) 内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化

当社の更なる事業の拡大、継続的な成長のためには、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの更なる強化が重要な課題であると認識しております。当社は、監査役と内部監査の連携、定期的な内部監査の実施、経営陣や従業員に対する研修の実施等を通じて、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化に取り組んでいく方針であります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 特定取引先への依存リスク

当事業年度において最大取引先1社（ソフトバンク株式会社）への依存度が42.4%となっており、その取引先との関係が変化した場合、当社の業績に大きな影響が出る可能性があります。ABook発売当初はソフトバンク社向けOEM売上が販売の中心であったため高い依存度となっていました。ここ数年は他の取引先との取引拡大によりソフトバンク社への依存度は毎年下がっており、今後も他の取引先との取引拡大により依存リスクの低減を図ってまいります。

またソフトバンク社とは、新しいOEM製品（LiveTaskyellのOEM化）の提供を開始する等、良好な関係を築いており、急激に売上が落ち込むリスクは低いと考えております。

(2) 市場環境、景気動向のリスク

当社製品を取り巻くモバイルコンテンツマネジメント市場（MCM市場）および関連市場は、インターネット利用端末の用途の多様化により、市場は拡大してきましたが、当社はMCM市場における占有率は高いものの、類似製品の増加による、差別化要素の縮小によるシェアの低下や、景気減退によるユーザーの利用ニーズの低下により、当社業績に影響が出る場合があります。既存製品の用途拡大や、蓄積した製品開発企画ノウハウを活かし、関連する市場に向けた新たな製品開発を行ってまいります。

(3) 競合、新規参入、参入障壁

当社製品は、顧客ニーズにあわせ、カスタマイズ開発等の対応によって、細かな機能を増やして充実させることやカスタマーサポート等により、製品へのご支持を頂き、差別化を図っております。引き続き顧客のニーズを汲んだソリューション・サービスの提供を進め、また、営業力の強化による導入社数及び利用者数の増加、並びにカスタマーサポート体制の強化による高い顧客満足度により競争力を高めていく方針であります。しかしながら、部分的な類似した機能を持つ製品を扱う競合企業の営業方針、価格設定及び提供するソリューション・サービス等が、増加する可能性があり、これらの競合企業に対して効果的な差別化を行うことができず、当社が想定している事業展開が図れない場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 技術革新への対応

当社が事業を展開するIT業界は、技術革新のスピードが速く利用者のニーズも常に変化しております。当社はこれらの変化に対応すべく、新技術を取り入れた製品開発や新機能の付加に関して他社に先駆けて行うようにしておりますが、OS等の新バージョンへの対応や新機能の付加の遅れ、更に新たな機器・端末への対応が遅れた場合、または他社のサービスに変わる代替えサービスが登場した場合等には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) OEM製品の不具合

当社で開発した製品は、当社以外の企業からの委託を受けて、要請にあわせて改良したOEM(Original Equipment Manufacturing)製品として提供し、他社のブランドで販売、サービスを行っております。当社提供の製品に、予期せぬ不具合が発生した場合や当社製品を使用した製造物が製造物責任やリコールにつながるような商品の欠陥が発生した場合など、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 特定の製品への依存

当社は、ソフトウェア事業に取り組む中で、当社独自ソリューションである「ABookシリーズ」を開発、販売しております。現状これらの中でも主力製品である「ABookBiz (OEM含む)」の売上が全体の6割弱程度と大きな割合を占めております。「ABookBiz」は、すぐに契約が解約される性質のソリューション・サービスでなく、カスタマーサポート体制の強化によって顧客満足度を高める施策を実施しているため、販売後も安定的な収益を見込んでおりますが、当該ソリューション・サービスに何らかの深刻な問題が生じた場合や、競合企業や新規参入企業との競争激化等が生じた場合には、当社の財政状態

及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 顧客情報の漏洩、プライバシー問題

当社は、各営業拠点に顧客、商品等に関する情報を保有しております。これらの情報の取り扱いについては、社内規程や情報管理者を選任するなど管理を徹底しております。しかし、何等かの理由により情報流出や犯罪行為などにより情報漏洩が発生する可能性があります。その場合、社会的信用や企業イメージを損ない、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(8) システムダウン、バックアップ体制

当社の事業は、インターネットを利用しているため、自然災害、事故、外部からの不正な手段によるコンピュータへの侵入等により、通信ネットワークの切断、サーバ等ネットワーク機器の作動不能等のシステム障害が生じる可能性があります。このようなリスクを回避するため、システムの24時間監視体制の実施、ファイアウォールの設置、社内規程の整備及び運用等の然るべき対策を講じております。しかしながら、システムやハードの不具合、悪質なコンピュータウイルスの侵入やハッカーからの攻撃、予想した規模を大きく上回る地震、火災、洪水、停電等の重大な事象の発生により、システム障害が発生した場合、一時的にサービス提供を停止する等の事態も発生しうるものと認識しております。そうした場合、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材の確保についてのリスク

当社では、持続的な成長のために、継続的に優秀な人材を確保することが必須であると認識しております。当社の競争力向上に当たっては、それぞれの部門において高い専門性を有する人材が要求されることから、一定以上の水準を満たす優秀な人材を確保し、人材育成に積極的に努めていく方針であります。しかしながら、優秀な人材確保が困難となった場合や人材育成が計画通りに進まなかった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。人材の採用状況及び育成状況を鑑みながら、AGENTEC VIET NAM Co., Ltd. の人員拡大等を検討してまいります。

(10) 海外事業展開についてのリスク

当社は、中長期的な成長を目指すために、海外への事業展開を実施しており、まずは開発拠点とする目的で子会社をベトナムに設立しております。今後、当社が事業展開するに際して、進出国の政策動向やその国固有の規制、為替に関わるリスク及び新たな関税、通貨規制、税制度等が導入される場合には、これらの対応コストの発生により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(11) 特定人物へ依存するリスク

当社代表取締役社長の金滄探は、当社の経営方針や経営戦略の立案と決定において重要な役割を果たしております。同氏に過度に依存しない組織体制の構築を進めておりますが、不測の事態により当社における同氏の職務執行が困難となった場合は、当社の事業戦略や業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(12) ストック・オプション制度に係るリスクについて

当社は、企業価値の向上を目指す経営を意識することや、役職員インセンティブを高めることを目的として、ストック・オプション制度を採用しており、役職員に新株予約権を付与しております。公表日現在、新株予約権の目的となる株式の数は78,350株であり、同日現在の発行済株式総数2,700,000株に対して2.90%に相当しています。新株予約権を付与された役職員がこれを行使し、当社が新株を発行した場合には、1株当たり利益が希薄化することになります。

(13) 訴訟に関するリスク

当社は、本発行者情報公表日現在において、業績に重大な影響を及ぼす訴訟・紛争には関与していません。しかしながら、当社が販売したコンテンツに対するクレーム等を起因とする訴訟・紛争に関与することとなる可能性は否定できず、かかる事態となった場合、その経過または結果によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 季節変動について

当社の売上は、第4四半期に増加する傾向があります。これは決算期3月の顧客が多いことから、当社へのシステム開発は期末を納期発注が多い為で、四半期毎の原価率や販売管理費は年間を通じて、大きく変動しないため、営業利益は売上額の影響を受けて変動することになります。当社においては、ス

トック売上による安定的な収益基盤を確保しつつ、企業への営業強化等により、季節変動要因の平準化に努めておりますが、何らかの内部要因又は外部要因により、売上高が減少するような場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。なお、第20期における各四半期会計期間別の売上高および営業利益の推移は、以下のとおりであります。

第20期会計年度 2023年3月期

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(千円)

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高 (千円)	170,528	150,477	154,503	205,195
売上構成比 (%)	(25.05%)	(22.10%)	(22.69%)	(30.14%)
営業利益 (千円)	40,823	28,498	30,615	67,565
利益構成比 (%)	(24.37%)	(17.01%)	(18.27%)	(40.33%)

(注) 上記各四半期の業績については、監査法人コスモスによる四半期レビューは受けておりません。

(15) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場予定です。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2022年4月28日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかつた場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態なくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて
債権者が記載した書面

- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実になった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に

係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることとなった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否

権付種類株式を発行するものとして取り扱う)。

- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう)の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑩全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑪株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑫株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑬反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑭その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月とする)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第20期事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は490,958千円で、前事業年度末に比べ62,479千円増加しております。現金及び預金の増加62,385千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は193,854千円で、前事業年度末に比べ6,932千円増加しております。投資有価証券の増加3,709千円、関係会社株式の増加3,661千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は144,750千円で、前事業年度末に比べ21,153千円減少しております。1年内返済予定の長期借入金の減少34,836千円、未払法人税等の増加16,309千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高はなく、前事業年度末に比べ16,660千円減少しております。長期借入金の減少16,660千円が変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は540,062千円で、前事業年度末に比べ107,225千円増加しております。当事業年度の当期純利益による繰越利益剰余金の増加113,439千円が主な変動要因であります。

第21期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は567,484千円となり前事業年度末に比べ76,526千円増加しました。これは現金及び預金が46,928千円、売掛金が18,109千円増加したことが主な要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は191,321千円となり前事業年度末に比べ2,533千円減少しました。これは投資有価証券が2,302千円減少したことが主な要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は166,419千円となり前事業年度末に比べ21,669千円増加しました。これは前受金が28,011千円増加したことが主な要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は 592,386 千円となり前事業年度末に比べ 52,324 千円増加しました。これは 11 百万円の配当をしたものの、中間純利益 65 百万円を計上したことが主な要因であります。

(3) 経営成績の分析

第 20 期事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)及び第 21 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)における経営成績の概況については「1 業績等の概要

(1) 業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの分析

第 20 期事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)及び第 21 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(5) 運転資本

上場予定日(2024 年 4 月 11 日)から 12 か月間の運転資本は、自己資金があることから十分であると認識しております。

第 4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

主要な賃借設備として以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本 社 (東京都千代田区)	建物 (事務所)	28,921

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行(株) (2023年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2024年3月8日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,800,000	8,100,000	301,460	2,700,000	非上場	単元株式数 100株
計	10,800,000	8,100,000	301,460	2,700,000	—	—

- (注) 1. 2023年6月9日開催の取締役会及び2023年6月26日開催の定時株主総会決議により、2023年7月12日付で発行可能株式総数を増加する定款の変更が行われ、発行可能株式総数は、9,680,000株増加し10,800,000株となっております。
2. 2023年6月19日開催の取締役会決議により、2023年6月19日付で自己株式を全株消却し、株式数は31,460株減少し、270,000株となりました。また、2023年6月19日開催の取締役会決議により、2023年7月12日付で普通株式1株を10株とする株式分割を実施し、株式数は自己株式の消却後2,430,000株増加し、2,700,000株となっております。
3. 2023年6月26日開催の定時株主総会決議により、2023年6月26日付で、普通株式100株を1単元とする単元株制度を導入する定款の変更を行っております。

(2)【新株予約権等の状況】

当社は、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的に新株予約権を付与しております。この新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

第4回新株予約権(2019年6月24日定時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (2023年3月31日)	公表日の前月末現在 (2024年2月29日)
新株予約権の数(個)	21,175	7,835(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,175(注)1、3	78,350
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株760(注)2、3	1株76
新株予約権の行使期間	自 2021年7月1日 至 2029年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 760(注)3 資本組入額 380	発行価格 76 資本組入額 38
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の行使時において、当社の普通株式が証券取引所に上場されていることを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	
	同左	

	最近事業年度末現在 (2023年3月31日)	公表日の前月末現在 (2024年2月29日)
新株予約権の行使の条件	<p>③新株予約権者が、株式公開前に死亡した場合には、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④本新株予約権者に、当社の定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があったとき、本新株予約権者が本新株予約権を放棄したとき、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、法令に違反する重大な行為があった場合等、本新株予約権の付与の目的に照らして本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じたときは、本新株予約権者は、以後本新株予約権を行使することができないものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\frac{\text{調整後株式数}}{\text{数}} = \frac{\text{調整前株式数}}{\text{数}} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\frac{\text{調整前行使価額}}{\text{既発行株式数}} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数または処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{数}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 権利放棄により9,900個の新株予約権が消滅しております。

4. 2023年6月19日開催の取締役会決議により、2023年7月12日付で普通株式1株を10株とする株式分割を実施しております。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年7月12日(注)	2,430,000	2,700,000	-	40,000	-	-

(注) 株式分割(1:10)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2024年2月29日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元 未満 株式の 状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融 機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人 以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	2	2	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	-	-	-	27,000	27,000	-
所有株式数の 割合(%)	-	-	-	-	-	-	100.0	100	-

(注) 2023年6月26日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】 第3【株主の状況】」に記載のとおりであります。

(8) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2024年2月29日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,700,000	27,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	2,700,000	-	-
総株主の議決権	-	27,000	-

(注) 1. 2023年6月19日開催の取締役会決議により、2023年7月12日付で普通株式1株を10株に分割を行っております。

2. 2023年6月26日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第4回新株予約権（2019年6月24日第16回定時株主総会決議）

決議年月日	2019年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役2、従業員25
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	31,460	-	31,460	-

(注) 1. 最近期間における保有自己株式数には、2023年6月1日から発行者情報提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

2. 2023年6月19日開催の取締役会決議により、2023年6月19日付で自己株式を全株消却しております。

3 【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況及び中長期的な財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存ではありますが、当面は経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために、配当は最低限に抑え、内部留保の充実を優先にしたいと考えております。

なお、最近事業年度の配当につきましては、期末配当金を1株につき42円とすることに致しました。最近事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たりの配当金（円）
2023年6月26日 定時株主総会決議	11,340	42

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 6名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 -%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)	
代表取締役	社長	金 滄採	1968年8月6日	1994年3月 2000年9月 2004年1月 2011年9月 2022年7月	株式会社吾羅観光入社 グランスフィア株式会社(現 GMO メイクショップ株式会社)入社 当社設立 代表取締役社長就任(現任) Agentec Plus Co., Ltd 設立 President 就任 AGENTEC VIETNAM Co., Ltd. 設立 President 就任(現任)	(注)1	(注)3	2,600,000	
取締役	副社長兼 ソリューション 本部長	秋山 譲二	1967年10月31日	1992年4月 2001年6月 2011年4月 2014年10月	横河電機株式会社入社 日本 SGI 株式会社入社 当社入社 取締役就任 取締役副社長就任(現任)	(注)1	(注)3	100,000	
取締役	営業推進 本部長	松村 智久	1961年12月8日	1987年4月 1998年4月 2003年4月 2022年4月 2023年6月	山一証券株式会社入社 株式会社日本テレコム入社 株式会社 NTT ドコモ入社 株式会社 エスエルディー入社 取締役就任 当社入社 取締役就任(現任)	(注)1	(注)3	-	
取締役	経営管理 部長	徳本 潤弥	1970年8月12日	1993年4月 2015年2月 2020年5月 2023年1月 2023年6月	ジャフコグループ株式会社入社 株式会社多摩川ホールディングス 入社 PayPay 証券株式会社入社 当社入社 取締役就任(現任)	(注)1	(注)3	-	
取締役	-	光岡 慎二	1950年8月12日	1974年4月 2003年11月 2005年6月 2019年2月 2019年6月 2020年7月 2020年12月	株式会社太陽神戸銀行(現株式会 社三井住友銀行)入行 SMFG 企業再生債権回収株式会社 常務取締役就任 株式会社陽栄 常務取締役就任 当社監査役 当社社外取締役 エンセンス株式会社社外取締役 当社社外取締役就任(現任)	(注)1	(注)3	-	
監査役	-	古江 嘉之	1953年12月26日	1977年4月 2018年7月 2019年2月 2019年6月	バナファコム株式会社(現株式会 社 P F U) 入社 株式会社ジェイック 監査役就任 (現任) 当社社外取締役 当社監査役就任(現任)	(注)2	(注)3	-	
								計	2,700,000

(注) 1. 取締役の任期は、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

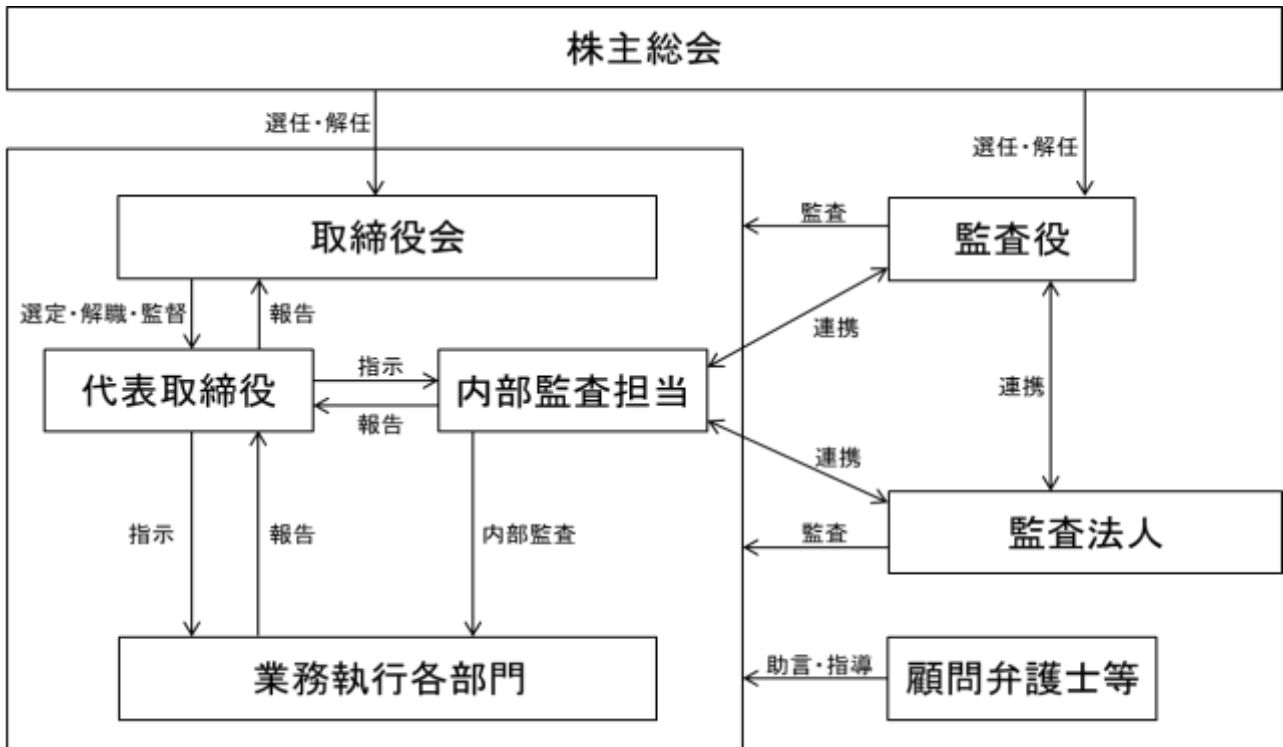
2. 監査役の任期は、2022年3月期に係る定時株主総会終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3. 2023年3月期における役員報酬の総額は46,600千円であります。

4. 光岡慎二氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「未来を切り開く IT 価値を創造し、広く世界へ提供する」ことを企業理念とし、株主を始めとした当社ステークホルダーの方のために、企業活の持続的な向上を目指し、常にコーポレートガバナンスの強化に努め、法令を遵守し、透明性の高い経営を行ってまいります。

②会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役(うち社外取締役1名)で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

また、監査役1名が取締役会に出席し適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

ロ. 監査役

当社は、監査役制度を採用しており、監査役は1名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は当事業年度に開催された12回の取締役会全てに出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

また、監査役は、代表取締役を含めた取締役、部門長と面談を行い、経営方針の確認や各部門の執行状況について把握し、取締役の業務執行に対する監査を行っております。

ハ. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2023年3月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、小室豊和氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士8名その他4名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、経営管理部が主管部署として、経営管理部以外の業務を監査しております。つぎに経営管理部の監査は、ソリューション本部の担当者が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。また、内部監査担当者は、監査役、監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

また監査役は、内部監査担当者より内部監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役社長及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として経営管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士、監査法人、社会保険労務士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

取締役会の配下に、代表取締役を委員長とし、経営管理部を事務局とするリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。取締役、監査役、各事業部門長が委員会の委員として構成され、管理体制の構築及び維持を図るとともに、リスク管理のための会社の個別課題について報告、協議、決定しております。

⑥社外取締役の状況

当社は、社外取締役1名を選任しております。社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っております。

社外取締役の光岡慎二氏と当社との間には人的関係、資本的關係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

⑦支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	44,800	44,800	-	-	3
監査役（社外監査役を除く）	600	600	-	-	1
社外取締役	1,200	1,200	-	-	1
合計	46,600	46,600	-	-	5

⑨取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は4名以内とする旨を定款で定めております。

⑩取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定めておりません。定款に定めております。

⑮社外取締役及び監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑯株式の保有状況

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ. 保有目的が純投資目的である投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表上計上額 (千円)	保有目的
ANAホールディングス株式会社	3,700	10,641	純投資
ソフトバンクグループ株式会社	2,000	10,364	純投資
ベルトラ株式会社	15,400	9,871	純投資
株式会社エイチ・アイ・エス	4,500	8,995	純投資
西日本旅客鉄道株式会社	1,500	8,185	純投資

(2) 【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	7,080	-

②【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

3 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

4 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.54%
売上高基準	-%
利益基準	0.18%
利益剰余金基準	0.04%

「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.53%
売上高基準	1.90%
利益基準	2.60%
利益剰余金基準	0.36%

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	326,237	388,622
売掛金	91,895	94,608
仕掛品	795	1,406
前払費用	8,534	5,516
その他	1,253	994
貸倒引当金	△236	△191
流動資産合計	428,479	490,958
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,450	5,450
減価償却累計額	△2,394	△3,416
建物（純額）	3,055	2,033
工具、器具及び備品	2,316	2,316
減価償却累計額	△2,023	△2,138
工具、器具及び備品（純額）	293	177
有形固定資産合計	3,348	2,210
無形固定資産		
ソフトウェア	-	1,262
無形固定資産合計	-	1,262
投資その他の資産		
投資有価証券	144,348	148,057
関係会社株式	-	3,661
敷金	24,374	22,419
繰延税金資産	10,311	11,119
その他	4,539	5,123
投資その他の資産合計	183,573	190,381
固定資産合計	186,921	193,854
資産合計	615,401	684,813

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	16,066	9,233
1年内返済予定の長期借入金	34,836	-
未払金	5,648	6,562
未払費用	26,882	32,133
未払法人税等	24,048	40,358
未払消費税等	14,796	16,855
前受金	42,650	38,414
預り金	975	1,193
流動負債合計	165,904	144,750
固定負債		
長期借入金	16,660	-
固定負債合計	16,660	-
負債合計	182,564	144,750
純資産の部		
株主資本		
資本金	40,000	40,000
資本剰余金		
資本準備金	25,300	25,300
資本剰余金合計	25,300	25,300
利益剰余金		
利益準備金	2,592	3,456
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	424,633	528,569
利益剰余金合計	427,225	532,025
自己株式	△51,173	△51,173
株主資本合計	441,353	546,153
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△8,516	△6,091
評価・換算差額等合計	△8,516	△6,091
純資産合計	432,837	540,062
負債純資産合計	615,401	684,813

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

		当中間会計期間 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		434,920
売掛金		112,717
仕掛品		8,148
前払費用		11,045
その他		1,116
貸倒引当金		△463
流動資産合計		567,484
固定資産		
有形固定資産		
建物		5,450
減価償却累計額		△3,893
建物（純額）		1,557
工具、器具及び備品		1,536
減価償却累計額		△1,406
工具、器具及び備品（純額）		130
有形固定資産合計		1,686
無形固定資産		
ソフトウェア		1,016
無形固定資産合計		1,016
投資その他の資産		
投資有価証券		145,755
関係会社株式		3,661
敷金		21,145
繰延税金資産		12,942
その他		5,114
投資その他の資産合計		188,618
固定資産合計		191,321
資産合計		758,806

(単位：千円)

当中間会計期間
(2023年9月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	9,282
未払金	11,732
未払費用	25,313
未払法人税等	34,956
未払消費税等	14,062
前受金	66,425
預り金	1,528
賞与引当金	3,118
流動負債合計	166,419
負債合計	166,419
純資産の部	
株主資本	
資本金	40,000
資本剰余金	
資本準備金	25,300
資本剰余金合計	25,300
利益剰余金	
利益準備金	3,456
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	531,225
利益剰余金合計	534,681
自己株式	-
株主資本合計	599,983
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△7,596
評価・換算差額等合計	△7,596
純資産合計	592,386
負債純資産合計	758,806

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上高	618,648	680,705
売上原価	273,394	270,690
売上総利益	345,254	410,014
販売費及び一般管理費	※ 220,649	※ 242,511
営業利益	124,605	167,503
営業外収益		
受取利息	161	18
受取配当金	163	238
有価証券利息	3,000	3,000
為替差益	46	488
補助金収入	1,215	-
助成金収入	1,549	159
支援金収入	-	1,500
有価証券売却益	309	-
雑収入	105	56
営業外収益合計	6,550	5,460
営業外費用		
支払利息	18	0
営業外費用合計	18	0
経常利益	131,137	172,962
特別損失		
ゴルフ会員権評価損	5,560	-
特別損失合計	5,560	-
税引前当期純利益	125,577	172,962
法人税、住民税及び事業税	41,811	61,613
法人税等調整額	△2,908	△2,091
法人税等合計	38,903	59,522
当期純利益	86,674	113,439

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費	※	133,264	49.6	146,210	53.9
II 経費		135,451	50.4	125,091	46.1
当期総売上費用		268,715	100.0	271,301	100.0
期首仕掛品棚卸高		5,473		795	
合計		274,189		272,096	
期末仕掛品棚卸高		795		1,406	
当期製品売上原価		273,394		270,690	

※主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
外注費	51,516	42,222
地代家賃	17,251	19,893
機器仕入	11,772	14,092

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算によっております。

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2023年4月1日	
至 2023年9月30日)	
売上高	351,219
売上原価	130,486
売上総利益	220,732
販売費及び一般管理費	123,270
営業利益	97,461
営業外収益	
受取利息	4
受取配当金	156
有価証券利息	1,500
為替差益	138
雑収入	115
営業外収益合計	1,915
経常利益	99,377
税引前中間純利益	99,377
法人税、住民税及び事業税	35,234
法人税等調整額	△1,026
法人税等合計	34,207
中間純利益	65,169

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本 準備金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利 益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	40,000	25,300	25,300	1,728	347,462	349,190	△51,173	363,319	
当期変動額									
剰余金の配当					△8,640	△8,640		△8,640	
当期純利益					86,674	86,674		86,674	
利益準備金の積立				864	△864	-		-	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	864	77,170	78,034	-	78,034	
当期末残高	40,000	25,300	25,300	2,592	424,633	427,225	△51,173	441,353	

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	-	-	363,319
当期変動額			
剰余金の配当			△8,640
当期純利益			86,674
利益準備金の積立			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8,516	△8,516	△8,516
当期変動額合計	△8,516	△8,516	69,518
当期末残高	△8,516	△8,516	432,837

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	40,000	25,300	25,300	2,592	424,633	427,225	△51,173	441,353	
当期変動額									
剰余金の配当					△8,640	△8,640		△8,640	
当期純利益					113,439	113,439		113,439	
利益準備金の 積立				864	△864	-		-	
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）									
当期変動額合計	-	-	-	864	103,935	104,799	-	104,799	
当期末残高	40,000	25,300	25,300	3,456	528,569	532,025	△51,173	546,153	

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証 券評価 差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	△8,516	△8,516	432,837
当期変動額			
剰余金の配当			△8,640
当期純利益			113,439
利益準備金の 積立			-
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）	2,425	2,425	2,425
当期変動額合計	2,425	2,425	107,224
当期末残高	△6,091	△6,091	540,062

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	40,000	25,300	25,300	3,456	528,569	532,025	△51,173	546,153
当中間期変動額								
剰余金の配当					△11,340	△11,340		△11,340
中間純利益					65,169	65,169		65,169
自己株式の 消却					△51,173	△51,173	51,173	-
株主資本以外 の項目の当中 間期変動額 (純額)								
当中間期変動額 合計					2,656	2,656	51,173	53,829
当中間期末残高	40,000	25,300	25,300	3,456	531,225	534,681	-	599,983

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	△6,091	△6,091	540,062
当中間期変動額			
剰余金の配当			△11,340
中間純利益			65,169
自己株式の消 却			-
株主資本以外 の項目の当中 間期変動額 (純額)	△1,505	△1,505	△1,505
当中間期変動額 合計	△1,505	△1,505	52,324
当中間期末残高	△7,596	△7,596	592,386

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	125,577	172,962
減価償却費	1,419	1,137
ゴルフ会員権評価損	5,560	-
貸倒引当金の増減額 (△は増加)	△330	△45
為替差損益	△517	△354
受取利息及び受取配当金	△324	△256
有価証券利息	△3,000	△3,000
支払利息	18	0
敷金償却	2,175	2,175
投資有価証券売却益	△309	-
売上債権の増減額 (△は増加)	22,798	△2,712
棚卸資産の増減額 (△は増加)	4,679	△597
その他流動資産増減額 (△は増加)	△3,526	3,464
仕入債務の増減額 (△は減少)	5,682	△6,832
未払消費税等の増減額 (△は減少)	886	2,058
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	15,548	2,147
小計	176,338	170,146
利息及び配当金の受取額	3,324	3,256
利息の支払額	△18	△0
法人税等の支払額	△32,704	△45,304
営業活動によるキャッシュ・フロー	146,940	128,097
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金払戻による収入	19,160	-
無形固定資産の取得による支出	-	△1,262
有価証券の取得による支出	△315	-
有価証券の売却による収入	624	-
投資有価証券の取得による支出	△28,556	-
関係会社株式の取得による支出	-	△3,661
敷金・保証金の差入による支出	-	△230
敷金・保証金の返還による収入	140	-
その他	-	△574
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,947	△5,728
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△39,336	△51,496
配当金の支払額	△8,640	△8,640
財務活動によるキャッシュ・フロー	△47,976	△60,136
現金及び現金同等物に係る換算差額	917	354
現金及び現金同等物の増減額	90,934	62,587
現金及び現金同等物の期首残高	236,034	326,968
現金及び現金同等物の期末残高	※ 326,968	※ 389,555

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間

(自 2023年4月1日

至 2023年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	99,377
減価償却費	770
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	272
賞与引当金の増減額 (△は減少)	3,118
為替差損益	△226
受取利息及び受取配当金	△161
有価証券利息	△1,500
敷金償却	1,087
売上債権の増減額 (△は増加)	△18,109
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△6,767
その他流動資産の増減額 (△は増加)	△5,768
仕入債務の増減額 (△は減少)	49
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△2,793
その他流動負債の増減額 (△は減少)	26,696
小計	96,045
利息及び配当金の受取額	1,661
法人税等の支払額	△40,358
営業活動によるキャッシュ・フロー	57,348
投資活動によるキャッシュ・フロー	
敷金及び保証金の返還による収入	196
投資活動によるキャッシュ・フロー	196
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	△11,340
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,340
現金及び現金同等物に係る換算差額	226
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	46,430
現金及び現金同等物の期首残高	389,555
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 435,986

【注記事項】

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ①子会社株式…移動平均法による原価法
 - ②その他有価証券 市場価格のない株式等…移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 仕掛品
 - 個別法による原価法
(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)
3. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産
 - 定率法
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年
工具、器具及び備品	5～6年
 - 無形固定資産
 - 定額法
 - なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
4. 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準
当社は、カスタマイズ開発の『自社ソフトウェア製品販売・開発サービス』、SaaSを中心とした安定したサービス提供、保守売上の『ストックサービス』、自社製品以外の開発を行う『受託開発サービス』を主たる事業としております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりでございます。
 - ①カスタマイズ開発の『自社ソフトウェア製品販売・開発サービス』及び自社製品以外の開発を行う『受託開発サービス』
ABook 販売・開発サービスでは、当社製品をベースに顧客・代理店の要望に合わせたカスタマイズ開発を行っております。また、受託開発事業ではアプリケーションソフトウェアなどの開発を行っております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。なお、開発期間がごく短い案件については代替的な取り扱いを適用し一時点で収益を認識しております。
 - ②SaaSを中心とした安定したサービス提供、保守売上の『ストックサービス』
当社製品の SaaS を中心としたライセンス取引であり毎月の利用ユーザー数に応じた従量課金テーブルに基づいて収入が生じています。そのため、ライセンス料は契約期間にわたり履行義務が充足されることからライセンスを提供する期間にわたり収益を認識しております。
7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)
繰延税金資産の回収可能性に係る見積り

(1) 財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
繰延税金資産	10,311 千円	11,119 千円

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社は将来減算一時差異等に係る繰延税金資産については回収可能性が高いと判断しております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表等に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 25 号 2022 年 10 月 28 日)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28 号 2022 年 10 月 28 日)

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取り扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2025 年 3 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額については、現時点で評価中であります。

(損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
給料及び手当	105,201 千円	94,071 千円
役員報酬	32,100	46,600
貸倒引当金繰入額	△330	△35
減価償却費	554	396

販売費に属する費用及び一般管理費に属する費用のおおよその割合は以下のとおりであります。

販売費	47.9%	41.0%
一般管理費	52.1%	59.0%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	301,460	-	-	301,460
合計	301,460	-	-	301,460

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	31,460	-	-	31,460
合計	31,460	-	-	31,460

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり の配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	8,640	32	2021年3月31日	2021年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり の配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	8,640	32	2022年3月31日	2022年6月30日

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	301,460	-	-	301,460
合計	301,460	-	-	301,460

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	31,460	-	-	31,460
合計	31,460	-	-	31,460

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	8,640	32	2022年3月31日	2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	11,340	42	2023年3月31日	2023年6月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
現金及び預金勘定	326,237千円	388,622千円
預け金	731	932
現金及び現金同等物	326,968	389,555

(リース取引関係)

金額的な重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等と長期的な株式・債券投資に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

投資資産である有価証券は、国内株式と国内社債を保有しており、投資会社の信用リスクや市場での株価下落のリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、定期的に財務状況の調査を行いリスク管理をしております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券は、長期的な投資ではありますが、常に市場の動向を把握することで、市場における変動リスクの低減を図っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2022年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券 ※2	144,348	144,348	-
資産計	144,348	144,348	-
長期借入金（1年内返済予定を含む）	51,496	51,480	△16
負債計	51,496	51,480	△16

当事業年度（2023年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券 ※2	148,057	148,057	-
資産計	148,057	148,057	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

※現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金

現金であること及び短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから記載を省略しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	326,237	-	-	-
売掛金	91,895	-	-	-
合計	418,132	-	-	-

当事業年度（2023年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	388,622	-	-	-
売掛金	94,608	-	-	-
合計	483,230	-	-	-

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2022年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	34,836	16,660	-
合計	34,836	16,660	-

当事業年度（2023年3月31日）
該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
前事業年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	44,348	-	-	44,348
社債	-	100,000	-	100,000
資産計	44,348	100,000	-	144,348

当事業年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	48,057	-	-	48,057
社債	-	100,000	-	100,000
資産計	48,057	100,000	-	148,057

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	51,480	-	51,480
負債計	-	51,480	-	51,480

当事業年度（2023年3月31日）
該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式・社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び社債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。社債は売買参考統計値を用いて評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を元に、現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式および関連会社株式
前事業年度（2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2023年3月31日）

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式等	3,661

2. その他有価証券

前事業年度（2022年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	9,494	9,396	98
社債	-	-	-
小計	9,494	9,396	98
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	34,854	47,974	△13,120
社債	100,000	100,000	-
小計	134,854	147,974	△13,120
合計	144,348	157,371	△13,022

当事業年度（2023年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	16,217	14,355	1,862
社債	-	-	-
小計	16,217	14,355	1,862
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	31,839	43,015	△11,176
社債	100,000	100,000	-
小計	131,839	143,015	△11,176
合計	148,057	157,371	△9,313

3. 会計年度中に売却したその他の有価証券

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

区分	売却額（千円）	売却益（千円）	売却損（千円）
株式	624	309	-
計	624	309	-

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

第4回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 当社従業員 25名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 21,175株
付与日	2019年6月24日
第4回新株予約権	
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めなし
権利行使期間	自 2021年7月1日 至 2029年6月28日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2023年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

第4回新株予約権	
権利確定前(株)	
前事業年度末	21,175
付与	—
失効	9,900
権利確定	—
未確定残	11,275
権利確定後(株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第4回新株予約権
権利行使価額 (円)	760
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単価あたりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、純資産方式を参考にしております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映される方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	2,380	3,531
未払賞与保険料	121	309
資産除去債務	1,379	2,131
投資有価証券評価損	4,504	3,221
ゴルフ会員権評価損	1,923	1,923
繰延税金資産小計	10,311	11,119
評価性引当額	—	—
繰延税金資産合計	10,311	11,119
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産(負債)の純額	10,311	11,119

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率 (調整)	34.6%	—
住民税均等割額	0.4%	—
租税特別措置法上の税額控除	△2.7%	—
控除対象所得税額	△0.4%	—
その他	△1.0%	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.9%	—

(注) 当事業年度は、法定実効税率との税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

前事業年度(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	自社ソフトウェア製品販売 ・開発サービス	受託開発 サービス	ストック サービス	合計
一時点で移転される財及びサービス	149,137	37,408	-	186,545
一定の期間にわたり移転される財 及びサービス	-	-	432,100	432,100
顧客との契約から生じる収益	149,137	37,408	432,100	618,645
外部顧客への売上高	149,137	37,408	432,100	618,645

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「【重要な会計方針】6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行順務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

	前事業年度 (単位：千円)	当事業年度 (単位：千円)
顧客との契約から生じた債権 売掛金	114,694	91,895
契約資産	-	-
契約負債	21,862	42,650

契約負債は顧客からの前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。また、当事業年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものは 21,862 千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引

当社では、当初に予定される契約期間が 1 年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

当事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は ソフトウェア事業を主体の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	自社ソフトウェア製品販売 ・開発サービス	受託開発 サービス	ストック サービス	合計
一時点で移転される財及びサービス	147,206	24,394	-	171,600
一定の期間にわたり移転される財 及びサービス	-	-	509,105	509,105
顧客との契約から生じる収益	147,206	24,394	509,105	680,705
外部顧客への売上高	147,206	24,394	509,105	680,705

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「【重要な会計方針】6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等 (単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 売掛金	91,895	94,608
契約資産	-	-
契約負債	42,650	38,414

契約負債は顧客からの前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。また、当事業年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものは42,650千円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引

当社では、当初に予定される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社は本社事務所の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当事業年度の負担に属する金額は2,175千円であり、当事業年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は8,700千円です。

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社は本社事務所の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当事業年度の負担に属する金額は2,175千円であり、当事業年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は8,700千円です。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ソフトウェア事業を主体に行っており、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高 (千円)
ソフトバンク株式会社	288,792

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高 (千円)
ソフトバンク株式会社	288,517

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社と関連当事者の取引

該当事項はありません。

(2)財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主 (個人の場合に限る) 等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権の 所有 (被 所有) 割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の 内 容	取引 金 額 (千 円)	科 目	期末残高 (千円)
役員	金 涼採	-	-	当社代表 取締役	96.3	代表者の 連帯保証	家賃等の 被保証 (注)	28,291	-	-

注. 当社の本社家賃に対して、当社代表取締役金涼採から債務保証を受けております。なお、保証料及び担保はありません。取引金額は家賃の被保証における費用計上額を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引
該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権の 所有（被 所有） 割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の 内 容	取引金 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員	金 涼採	-	-	当社代表 取締役	96.3	代表者の 連帯保証	家賃等 の被保 証(注)	28,291	-	-

注. 当社の本社家賃に対して、当社代表取締役金涼採から債務保証を受けております。なお、保証料及び担保はありません。取引金額は家賃の被保証における費用計上額を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	160 円 31 銭	200 円 02 銭
1 株当たり当期純利益	32 円 10 銭	42 円 01 銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

2. 2023 年 7 月 12 日付で普通株式 1 株につき 10 株の株式分割を行いました。第 19 期の期首に当該株式の分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。

2. 1 株当たりの純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額 (千円)	432,837	540,062
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額	432,837	540,062
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末 の普通株式の数 (株)	2,700,000	2,700,000

(注) 2023 年 7 月 12 日付で普通株式 1 株につき 10 株の株式分割を行っております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益 (千円)	86,674	113,439
普通株式に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	86,674	113,439
普通株式の期中平均株 (株)	2,700,000	2,700,000
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり当 期純利益の算定に含めなかつ た潜在株式の概要	新株予約権 (新株予約権の数 21,175 個) なお、概要は、(ストック・ オプション等関係)に記載の とおりです。	新株予約権 (新株予約権の数 21,175 個) なお、概要は、(ストック・オ プション等関係)に記載のと おりです。

(重要な後発事象)

1. 株式分割及び単元株制度の採用について

2023年6月26日開催の株主総会において単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

株式単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元制度の採用を行います。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2023年7月11日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき100株の割合をもって分割致しました。

② 株式分割による増加株式数

普通株式 2,430,000株

③ 株式分割後の発行済株式総数

普通株式 2,700,000株

④ 株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 10,800,000株

⑤ 株式分割の効力発生日

2023年7月12日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を100株と致しました。

【注記事項】

第21期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式…移動平均法による原価法

② その他有価証券 市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年
工具、器具及び備品	5～6年

無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、カスタマイズ開発の『自社ソフトウェア製品販売・開発サービス』、SaaSを中心とした安定したサービス提供、保守売上の『ストックサービス』、自社製品以外の開発を行う『受託開発サービス』を主たる事業としております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①カスタマイズ開発の『自社ソフトウェア製品販売・開発サービス』及び自社製品以外の開発を行う『受託開発サービス』

ABook販売・開発サービスでは、当社製品をベースに顧客・代理店の要望に合わせたカスタマイズ開発を行っています。また、受託開発事業ではアプリケーションソフトウェアなどの開発を行っています。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。なお、開発期間がごく短い案件については代替的な取り扱いを適用し一時点で収益を認識しております。

②SaaSを中心とした安定したサービス提供、保守売上の『ストックサービス』

当社製品のSaaSを中心としたライセンス取引であり毎月の利用ユーザー数に応じた従量課金テーブルに基づいて収入が生じています。そのため、ライセンス料は契約期間にわたり履行義務が充足されることからライセンスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

6. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（中間損益計算書関係）

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
給料及び手当	46,614千円
役員報酬	27,210
減価償却費	429
貸倒引当金繰入額	27
賞与引当金繰入額	1,128
2 減価償却実施額	
	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
有形固定資産	524千円
無形固定資産	245

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式(注)	301,460	2,430,000	31,460	2,700,000
合計	301,460	2,430,000	31,460	2,700,000

(注) 普通株式の発行済株式数の増加2,430,000株は、1株につき10株の割合で株式分割を行ったことによる増加であります。普通株式の発行済株式数の減少31,460株は、自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式(注)	31,460	-	31,460	-
合計	31,460	-	31,460	-

(注) 普通株式の自己株式数の減少31,460株は、自己株式の消却によるものであります。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり の配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	11,340	42	2023年3月31日	2023年6月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
現金及び預金勘定	434,920千円
預け金	1,065
現金及び現金同等物	435,986

(リース取引関係)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間 (2023年9月30日)

	中間貸借対照表計 上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	145,755	145,755	—
資産計	145,755	145,755	—

(注) 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金

現金であること及び短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表(貸借対照表)に計上している金融商品

当中間会計期間 (2023年9月30日)

区分	時価 (千円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
株式	48,735	—	—	48,735
社債	—	97,020	—	97,020
資産計	48,735	97,020	—	145,755

(2) 時価で中間貸借対照表(貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式・社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び社債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。社債は取引金融機関の提示する参考時価

情報によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式および関連会社株式

当中間会計期間 (2023年9月30日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	3,661

2. その他有価証券

当中間会計期間 (2023年9月30日)

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	20,869	18,069	2,800
社債	-	-	-
小計	20,869	18,069	2,800
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	27,865	39,302	△11,436
社債	97,020	100,000	△2,980
小計	124,885	139,302	△14,416
合計	145,755	157,371	△11,616

(ストック・オプション等関係)

ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

当社は本社事務所の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸契約に係る敷金の回収が見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当中間会計期間の負担に属する金額は1,087千円であり、当中間会計期間末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は7,250千円であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はソフトウェア事業を主体とした単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

(単位：千円)

	自社ソフトウェア 製品販売・開発サ ービス	受託開発 サービス	ストック サービス	合計
一時点で移転される財及びサービス	48,829	39,362	-	88,192
一定の期間にわたり移転される財及 びサービス	-	-	263,026	263,026
顧客との関係から生じる収益	48,829	39,362	263,026	351,219
外部顧客への売上高	48,829	39,362	263,026	351,219

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ソフトウェア事業を主体に行っており、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
ソフトバンク株式会社	114,761

(注)当社は単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載は省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (2023年9月30日)
1株当たり純資産額	219円40銭

(注) 当社は、2023年7月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額を算定しております。

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自2023年4月1日 至2023年9月30日)
1株当たり中間純利益	24円14銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	65,169
普通株式に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	65,169
普通株式の期中平均株式数(株)	2,700,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 (新株予約権の数21,175個)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

2. 当社は、2023年7月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純利益を算定しております。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
ANAホールディングス株式会社	3,700	10,641
ソフトバンクグループ株式会社	2,000	10,364
ベルトラ株式会社	15,400	9,871
株式会社エイチ・アイ・エス	4,500	8,995
西日本旅客鉄道株式会社	1,500	8,185
合計	27,100	48,057

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額 (千円)	当期末減損損失 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産								
建物	5,450	-	-	5,450	3,416	-	1,022	2,033
工具、器具及び備品	2,316	-	-	2,316	2,138	-	115	177
有形固定資産計	7,766	-	-	7,766	5,555	-	1,137	2,210
無形固定資産								
ソフトウェア	-	1,262	-	1,262	-	-	-	1,262
無形固定資産計	-	1,262	-	1,262	-	-	-	1,262

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の 長期借入金	34,836	-	0.02	-
長期借入金 (1年以内に返済予定の ものを除く)	16,660	-	-	-
合計	51,496	-	-	-

(注) 1. 平均利率については、期首借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	236	191	10	226	191

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 流動資産

①現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	-
預金	
普通預金	388,622
小計	388,622
合計	388,622

②売掛金

相手先	金額(千円)
ソフトバンク株式会社	47,785
株式会社サトー	10,119
KDD I 株式会社	9,566
株式会社キーエンス	5,046
株式会社インテージ	4,212
その他	17,877
合計	94,608

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
					$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	
91,895	748,776	746,063	94,608	88.75	45

③仕掛品

相手先	金額(千円)
積水ハウス株式会社	755
株式会社大崎コンピュータエンジニアリング	372
株式会社サトー	277
合計	1,406

2 流動負債

①買掛金

相手先	金額(千円)
グッドプランニング株式会社	2,430
株式会社SHIFT	1,144
FERMI Co., Ltd.	946
ガナシス株式会社	660
KDDI 株式会社	416
その他	3,636
合計	9,233

②前受金

相手先	金額(千円)
NTTコミュニケーションズ株式会社	22,440
ソフトバンク株式会社	3,755
協和テクノロジズ株式会社	2,458
株式会社インタージ	2,101
ソフトブレン・インテグレーション株式会社	1,486
その他	6,173
合計	38,414

③未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税	27,255
事業税	10,209
住民税	2,893
合計	40,358

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末から3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日、毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは以下の通りであります。 http://www.agentec.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1 当社株式は、東京証券取引所への上場にともない、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、当該事項はなくなる予定です。
- 2 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合(%)
金 滄採 (注) 1、3	東京都足立区	2,600,000	93.60
秋山 譲二 (注) 2、3	東京都調布市	111,000 (11,000)	4.00 (0.40)
宋 起東 (注) 4	埼玉県所沢市	(15,750)	(0.57)
小川 拓也 (注) 4	神奈川県横浜市港北区	(13,000)	(0.47)
貞永 孝雄 (注) 4	東京都墨田区	(10,500)	(0.38)
朝倉 雅宏 (注) 4	神奈川県茅ヶ崎市	(7,900)	(0.28)
廣瀬 友彦 (注) 4	東京都渋谷区	(5,200)	(0.19)
長原 裕美 (注) 4	埼玉県さいたま市浦和区	(3,000)	(0.11)
水村 秀一 (注) 4	東京都八王子市	(3,000)	(0.11)
徐 有進 (注) 4	東京都江戸川区	(3,000)	(0.11)
金 慶殷 (注) 4	東京都国分寺市	(3,000)	(0.11)
新堀 奈穂 (注) 4	埼玉県越谷市	(3,000)	(0.11)
計	—	2,778,350 (78,350)	100.00 (2.82)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
2. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
3. 特別利害関係者等 (当社の大株主上位 10 位)
4. 当社の従業員
5. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2024年3月5日

株式会社エージェンテック
取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

代表社員
業務執行社員 公認会計士

新開 智之

業務執行社員 公認会計士

小室 豊和

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エージェンテックの2022年4月1日から2023年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エージェンテックの2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2022年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の中間監査報告書

2024年3月5日

株式会社エージェンテック
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士
業務執行社員

新開 智之

業務執行社員 公認会計士

小室 豊和

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エージェンテックの2023年4月1日から2024年3月31日までの第21期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エージェンテックの2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上